

議案第73号

勝山市国民健康保険基金条例の一部改正について

勝山市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成30年2月27日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

国民健康保険法の改正に伴い、基金の用途が変化するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例

勝山市国民健康保険基金条例(昭和 39 年勝山市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
(設置の目的) 第 1 条 <u>国民健康保険の保険給付及び保健事業に要する費用に不足を生じたときの財源を積み立てるため、国民健康保険基金(以下「基金」という。)を設置する。</u>	(設置の目的) 第 1 条 <u>国民健康保険事業の健全な運営に必要な財源に充てるため、国民健康保険基金(以下「基金」という。)を設置する。</u>

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。